

令和5年度

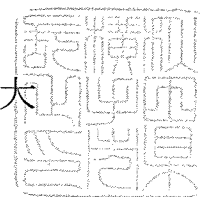
横手市農地利用最適化推進施策等に関する
意見に対する回答書

横手市農業委員会

会長 飯野 正和 様

令和5年1月20日

横手市長 高橋 大



【 意 見 】

1 生産資材等価格の高騰への対策について

新型コロナウイルス感染症の影響に加え、原油価格の高騰、予断を許さないウクライナ情勢などにより、その多くを海外からの輸入に依存する肥料をはじめとした、生産資材等の価格高騰が止まるところを知りません。

これにより、農家の経営は圧迫されつつあり、今後、先行きの不透明感から離農する農家が増加し、当市の基幹産業である農業の衰退を招きかねない事態であると、大変危惧しております。

国からは燃油や肥料に対する高騰対策が既に示されており、県および当市におかれましても支援策を検討されていることと思いますが、農家の不安を解消し、将来の営農に対する意欲を失うことのないよう、適時・的確な対策を講じていただくことを要望します。

【 回 答 】

生産資材等の価格高騰については、市といたしましても、農家の皆様にとって負担が非常に大きいことから、農業所得の減少による離農の可能性が高まるなど、大きな危機感を持っているところです。

そのため、燃油や生産資材等の価格動向の把握に努めるとともに、国や県の支援策に加え、この度の12月議会において、肥料や飼料、燃油・光熱費等の価格高騰に対する市独自支援策を事業化しております。

これは、国の価格高騰対策を後押しすることで事業効果を高め、加えて国の対策を補完することにより、少しでも農家の不安を解消し、離農や廃業を踏みとどまるような支援を基本としています。

今後も生産費に影響を及ぼす燃油や資材等の価格動向の把握に努め、国や県の次期作に向けた対応や支援策なども確認しながら、農業者の皆様が引き続き意欲をもって営農に取り組んでいただけるよう対応してまいります。

【 意 見 】

2 水田活用の直接支払交付金の取り扱いに対する慎重な対応について

国では、主食用米の転作助成の柱である水田活用の直接支払交付金の要件を厳格化し、今後5年間で一度も水張りが行われぬ農地を交付対象から外す方針を示しています。

当市の農業にとって稲作は基幹となるものでありますが、これまでも農家は国の米政策に基づき、地域の特色や特性を生かした作付け転換を推進し、地域農業の振興・農地の保全に大きく貢献してまいりました。

そうした中での今回の要件厳格化は、国産米の需要減少と米価下落により、大変な苦境に立たされている生産農家に、更なる追い打ちをかけるおそれがあり、交付対象水田から除外されることで、営農意欲の衰退を招き、離農者や耕作放棄地が増大するなど、地域農業への深刻な影響が懸念されています。

地域の農業振興や生産現場の実情に配慮し、農家が希望をもって営農に取り組めるものになるよう、要件厳格化によって生じる課題に対する新たな支援等について、各方面への強い働きかけを要望します。

【 回 答 】

国は「水田活用の直接支払交付金」の厳格化の方針を示したほか、令和4年度の制度見直しでは、飼料用米などの複数年契約加算の減額や、多年生牧草を播種せず収穫のみ行う場合は戦略作物助成の単価を引き下げるなどの変更が行われております。

これらの制度変更は、複合農業産地を推進してきた当市の農業振興施策、とりわけ高収益作物への作付け転換と耕畜連携、農地フル活用に与える影響が非常に大きく、営農意欲の喪失や条件不利地での耕作放棄地の増加など、地域農業の基盤崩壊につながるものと大変危惧しております。

このため当市では、既に全国市長会を通じた要望のほか、議会からも国や国会に対する意見書を提出しておりますが、引き続き国の政策などを確認したうえで、農家の皆様が安心して生産を継続できるよう新たな支援等も含め、関係機関と連携し要望・対応してまいります。

【 意 見 】

3 地域の担い手や後継者となる新規就農者への支援体制と人材確保に向けた取り組みの強化について

農業従事者の高齢化や後継者不足により、農業就労人口の減少が深刻な課題となっているなか、当市においては、横手市園芸振興拠点センターにおける研修制度をはじめ、様々な就農支援が功を奏し、着実に新規就農者を輩出しております。

地域の担い手や後継者でもある新規就農者が、安心して農業に取り組み、早期に自立出来るよう、農地や農業用機械の継承、先輩農業者からの栽培技術や販売ルートの助言・指導、就農形態に応じた各種補助制度の周知や活用など、包括的な支援の拡充を要望します。

また、継続的な新規就農者確保のため、中学生、高校生など若い人たちが、農業に対する関心を高め、ひとつの職業として考えて頂けるよう、農業のクリエイティブな面や可能性などの魅力を発信する取り組みを要望します。

【 回 答 】

地域農業を支える担い手の確保・育成は、農業が抱える深刻かつ喫緊の課題であると認識しており、当市においても園芸振興拠点センターにおける研修制度や国、県の支援に加え、市独自の支援策により新規就農者の確保、育成に努めているところです。

ご意見にありましたとおり、地域農業の担い手を目指す研修生にとって、現役ベテラン農家から経営面を含めた営農のノウハウを得ることは、大変有意義であると考えており、来年度に向け、専攻作物を栽培している農家での研修をカリキュラムに組み込む方向で、JAの協力を得ながら準備を進めているところです。

また、将来、職業としての農業を意識してもらうことを目的に、今年度より中学生を対象に「よこて農業創生大学校」のオープンスクールを実施しております。これに加え、保育園・幼稚園や小学生の段階から農業に親しみ、興味や理解を持ってもらうための食農体験も実施しており、スマート農業技術の紹介なども含め、農業の魅力発信に今後も努めてまいります。

新規就農者につきましては、関係機関の協力を得ながら、早期の営農定着や経営の安定化に向けたサポートを実施しておりますが、個別の営農状況に応じた助言や指導に、引き続き地域の実情に詳しい、農業委員、推進委員各位からのご協力をお願いいたします。

【 意 見 】

4 農地転用許可に係る開発計画の確実な実施について

住宅事情の多様化などにより、当市においても大規模な開発行為と、これに伴う農地の転用が行われておりますが、施工業者や年度の違いによる施工区分界に、農道や水路の未施工地が残されている箇所があります。

こうした箇所は維持・管理者が曖昧となり、周辺と比べ環境面や利便性を損ねておりますので、解消に向けた取り組みの実施と、開発行為時においては、未施工地が残らないような指導の徹底を要望します。

【 回 答 】

開発行為に伴う既存道水路への取付け等の周辺整備につきましては、開発者に対し、開発地や周辺地域の利便性向上を考慮しつつ、未施工箇所が残らないよう要請しておりますが、関係者との協議不調などの事由により、未施工となった事案がございます。

今後は、開発者が農業関係機関や管理予定者に対し、事前により丁寧な説明や調整を行うことで、こうした箇所が残ることのないよう、指導強化に努めてまいります。

また、開発区域界の未施工部分における不具合箇所への対応につきましては、施設管理者と協議のうえ、解消へ向けた手法を検討してまいります。

【 意 見 】

5 女性農業者が働きやすく、暮らしやすい農業・農村の環境整備について

女性の基幹的農業従事者の数は減少してきているものの、認定農業者数や農業法人の女性役員が増加するとともに、農業委員や農協役員にも女性の登用が一定程度すすんでおります。

しかしながら、農村においては家事や育児は女性の仕事という認識が依然として強いことから、女性農業者の地域農業への参画には、「男女の意識改革」や「健康上の不安（体力的にきつい）」、「技術習得・栽培面での悩み」など様々な課題があります。

地域の活性化を担っている「女性農業者の活躍」を再認識し、女性が意欲的に農業に取り組み、その能力を最大限発揮できるよう、休憩室の整備など働きやすい環境づくりへの支援に加え、家族経営協定の締結推進と女性認定農業者の育成強化を要望します。

【 回 答 】

女性農業者の地域農業への参画は、農業面のみならず、地域の活性化にも大きな効果があるものと捉えております。

当市では、女性農業者の働きやすい環境の実現を目指し、よこて農業創生大学事業において、農業女子勉強会を開催し、女性ならではの苦労や悩みの解消に向けた取り組みを実施しており、こうした交流の場も活用しながら、女性農業者の育成にもつなげていきたいと考えております。

また、休憩室の整備などハード面への支援につきましては、国や県の補助事業があるものの、事業要件が厳しく採択にいたらない場合が多いのが実情のため、国・県の今後の動向などを見極めながら、市独自の新たな支援事業の必要性について検討してまいります。

今後も各種助成制度の周知や認定農業者育成のサポートに加え、家族経営協定の締結などによる就業条件の改善や経営参画の推進に、関係機関や農業委員会の皆様と連携して取り組んでまいります。

【 意 見 】

6 人・農地など関連施策の見直しに伴う体制の整備について

国では農業者の減少の加速化が見込まれる中、生産の効率化やスマート農業の展開等を通じた農業の成長産業化に向け、分散錯圃の状況を解消し、農地の集約化等を進めることを目的に、「人・農地プラン」を法定化しております。

この中で市町村は、農用地を農業上の利用が行われる区域と保全等・林地化を進める区域に整理し、農業上の利用が行われる区域においては、1筆ごとに出し手・受け手の意向を反映した「地域計画（目標地図）」を、令和6年度までに作成することとされております。

国では、この「地域計画（目標地図）」の素案作成を農業委員会が主体となって進めることとしておりますが、本市における農地面積や筆数、脆弱な事務局体制などから考えても、全く現実的なものではありません。

つきましては、当該計画の策定期間内完成に向けた、県を含めた各関係機関ワンチーム体制の整備と、必要な人員及び予算の確保について要望します。

また、併せて保全等を進める区域における、多様な自然環境を有する本市の実情を踏まえた活用法について、早期に検討を進めるよう要望します。

【 回 答 】

国では、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため「人・農地プラン」を法定化し、令和7年3月まで「地域計画」を策定することとなりました。

本市においては、令和2年度に農業委員、推進委員の皆様にも大変なご難儀をお掛けしました「実質化された人・農地プラン」が完成し、公表したばかりであります。今後は、この結果なども参考に、限られた期間内での「地域計画」完成に向けた作業を進めてまいります。

なお、国から具体的な意向確認の内容等が示されていないことから、現状では具体的な実施工程の検討には至っておりませんが、「地域計画」の策定にあたっては、県やJA、土地改良区などはもとより、地域の実情に詳しい、農業委員、推進委員各位の主体的な関りが不可欠でありますので、ご理解・ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

保全等を進める区域については、まずは本市の多様な自然環境に則した省力的かつ簡易な活用法（鳥獣緩衝帯、林地化など）について、関係機関の意見等も取り入れながら早期に検討してまいります。

【 意 見 】

7 有害鳥獣被害対策のための予算確保と捕獲体制強化への支援について

有害鳥獣による被害は、年を経るごとに深刻化し、特に近年はイノシシによるものの増加により、地域農業の維持・発展における大きな懸念材料となっています。また、イノシシは豚熱の発生源となることでも知られており、被害をいっそう悪化させる恐れがあります。

当市においては、農作物等獣害被害防止対策事業を創設するなど、対策に力を注いでいただいていることは理解しておりますが、更に取り組みが強化されるよう、関連予算の拡充を要望します。

また、地域の狩猟者の高齢化が進むなか、次の世代の狩猟者を幅広い人材から確保・育成するための諸施策の実施や、捕獲活動および体制整備に関する取り組みの強化を要望します。

【 回 答 】

害獣による農業被害は年々増加しており、農業のみならず、市民の安全確保という面でも深刻な問題と捉えております。

市では、今年度も市単独事業としての「農作物等獣害被害防止対策事業」を継続し、電気柵の設置などに支援を行っているところです。

近年増加しているイノシシについては、今年度より、捕獲圧を高めることを目的とし、イノシシ捕獲につき1頭当たり5,000円の報奨金を交付することとしております。

加えて、豚熱の発生を抑制するため、県ではイノシシへの経口ワクチン散布事業を本年度、山内地区の森林の10か所で散布・回収を2回実施しております。

引き続き有害鳥獣被害防止に向け、県や近隣市町村・猟友会との連携を密に対策を進めてまいります。

また、次世代の狩猟者を確保するため、狩猟免許取得費用等について、県の補助に上乘せし、市でも鳥獣被害対策実施隊に加入することを条件に、補助する制度の創設を検討しております。

